

美らネット 24 各種取引規定等の変更について

安藤証券株式会社

美らネット 24 において、『美らネット 24 取引規定』『電子交付サービス規定』『信用取引規定』『先物オプション取引規定』の変更を行います。

美らネット 24 『美らネット 24 取引規定』新旧対照表

下線部を変更します。

新	旧
<p>第 25 条（契約の解除） 当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解除します。</p> <p>(1)お客様が当社所定の届出書に必要事項を記載の上、利用中止を申告された場合。</p> <p>(2)第 2 条第 1 項各号の一部または全部についてお客様が該当しないこととなった場合。</p> <p>(3)お客様口座にかかる届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明した場合。</p> <p>(4)お客様が本規定のいずれかの事項に違反した場合及び所定の期日までに必要な料金などをお支払いされない場合。</p> <p>(5)お客様が本システムを利用することが不適当と当社が判断した場合。</p> <p>(6)やむを得ない事由により、当社が利用中止を申出た場合。</p> <p>(7)お客様が第 3 2 条に定める規定の変更にご同意いただけない場合。</p> <p><u>(8)お客様の所在および連絡先等が不明となり、お客様への連絡を行うことが出来なくなった場合、または、電話番号の変更、電話回線の休止等によりお客様と電話での連絡をおこなうことが不可能であると当社が判断した場合。</u></p> <p><u>(9)お客様が死亡した（認定死亡、失踪宣告があった場合を含む）、または意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が判断した場合。</u></p>	<p>第 25 条（契約の解除） 当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解除します。</p> <p>(1)お客様が当社所定の届出書に必要事項を記載の上、利用中止を申告された場合。</p> <p>(2)第 2 条第 1 項各号の一部または全部についてお客様が該当しないこととなった場合。</p> <p>(3)お客様口座にかかる届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明した場合。</p> <p>(4)お客様が本規定のいずれかの事項に違反した場合及び所定の期日までに必要な料金などをお支払いされない場合。</p> <p>(5)お客様が本システムを利用することが不適当と当社が判断した場合。</p> <p>(6)やむを得ない事由により、当社が利用中止を申出た場合。</p> <p>(7)お客様が第 3 2 条に定める規定の変更にご同意いただけない場合。</p> <p><u>(8) 新設</u></p> <p><u>(9) 新設</u></p>
付則	

この改正は、平成 24 年 7 月 17 日から 施行する。

美らネット 24 『電子交付サービス規定』新旧対照表

下線部を変更します。

新	旧
<p>第 2 条 対象書面と閲覧ソフト</p> <p>お客様が、この電子交付サービスを利用できる書面は取引報告書等、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等において規定されている交付書類のうち、当社が別に定め当社ホームページで表示する書面といたします。</p> <p>2. 前項の取引報告書等を閲覧するには、PDF ファイルの閲覧用ソフトが必要となる書面があります。常に最新バージョンの PDF 閲覧用ソフト等のダウンロードが必要になります。</p> <p>第 3 条 交付の方法</p> <p>本規定により、当社が行う取引報告書等の書面の電子交付サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、当社ホームページ上から PDF ファイル等をご覧いただくことにより、お客様に前条第 1 項に定めた全ての書面を交付する方法です。（「金商業等府令第 56 条 1 項」又は「企業内容開示府令第 23 条の 2 第 23 条の 2 第 2 項」等）</p> <p>第 4 条 本サービスを利用できるお客様</p> <p>お客様は、以下の事項について確認を行ったうえで、合致する場合にのみ本サービスを申込みことができるものとします。</p> <p>① お客様は、当社に既に総合取引口座の開設を行っているか、本サービスの申込みと同時に総合取引口座の開設を申込みお客様で、常にインターネットを利用することができること。</p> <p>② お客様は、本サービスの開始後において当該書面をお客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することができること。</p>	<p>第 2 条 対象書面と閲覧ソフト</p> <p>お客様が、この電子交付サービスを利用できる書面は取引報告書等、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等において規定されている交付書類のうち、当社が別に定め当社ホームページで表示する書面といたします。</p> <p>2. 前項の取引報告書等を閲覧するには、PDF ファイルの閲覧用ソフトが必要で<u>す</u>。常に最新バージョンの PDF 閲覧用ソフト等のダウンロードが必要になります。</p> <p>第 3 条 交付の方法</p> <p>本規定により、当社が行う取引報告書等の書面の電子交付サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、当社ホームページ上から PDF ファイルをご覧いただくことにより、お客様に前条第 1 項に定めた全ての書面を交付する方法です。（「金商業等府令第 56 条 1 項」又は「企業内容開示府令第 23 条の 2 第 23 条の 2 第 2 項」等）</p> <p>第 4 条 本サービスを利用できるお客様</p> <p>お客様は、以下の事項について確認を行ったうえで、合致する場合にのみ本サービスを申込みことができるものとします。</p> <p>① お客様は、当社に既に総合取引口座の開設を行っているか、本サービスの申込みと同時に総合取引口座の開設を申込みお客様で、常にインターネットを利用することができること。</p> <p>② お客様は、本サービスの開始後において当該書面をお客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することができること。</p>

- ③ お客様は、本条②の記録を出力することにより、当該書面の作成が可能であること。(具体的にはプリンター等が利用可能な状態であること。)
- ④ お客様は、当社が本サービスに関し使用する電子計算機に必要とされる OS 等に変更が生じた旨の通知に対する確認を行い、該当する OS 等が備わっていない場合は、当社の定める解約方法にて本サービスを解約することに同意していただけること。
- ⑤ お客様は、本サービスを利用する場合、必ず当該取引報告書等の内容を自ら確認し、異議がある場合は当社の定める期限内に当社に申し立てること。また、当社の定める期限までに異議申し立てをされなかった場合、当社はお客様が電子交付書面の内容に同意されたものとみなすことに同意されること。

付則

この改正は、平成 24 年 7 月 17 日から 施行する。

- ③ お客様は、本条②の記録を出力することにより、当該書面の作成が可能であること。(具体的にはプリンター等が利用可能な状態であること。)
- ④ お客様は、当社が本サービスに関し使用する電子計算機に必要とされる OS 等に変更が生じた旨の通知に対する確認を行い、該当する OS 等が備わっていない場合は、当社の定める解約方法にて本サービスを解約することに同意していただけること。
- ⑤ お客様は、本サービスを利用する場合、必ず当該取引報告書等の内容を自ら確認すること。

美らネット 24 『信用取引規定』新旧対照表

下線部を変更します。

新	旧
<p style="text-align: center;">中略</p> <p>第7条</p> <p>(1) 委託保証金は、<u>原則として信用取引の注文に先立ち、当社に差し入れるものとします。但し、不足が発生した場合は、当社の定める期限までに差し入れるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の委託保証金は、当社が別に定める範囲内で、当社が指定する有価証券（以下「保証金代用証券」といいます。）をもって、これに代えることができるものとします。</p> <p>(3) 保証金代用証券の委託保証金への換算については、当社が別に定めるものとします。</p>	<p style="text-align: center;">中略</p> <p>第7条</p> <p>(1) 委託保証金は、信用取引の注文に先立ち、当社に差し入れるものとします。</p> <p>(2) 前項の委託保証金は、当社が別に定める範囲内で、当社が指定する有価証券（以下「保証金代用証券」といいます。）をもって、これに代えることができるものとします。</p> <p>(3) 保証金代用証券の委託保証金への換算については、当社が別に定めるものとします。</p>
<p style="text-align: center;">中略</p> <p>第22条（信用取引利用の禁止・口座解除）</p> <p>(1) お客様が、関係法令諸規則、当社各規定、本規定、「信用取引口座設定約諾書」又は「契約締結前交付書面」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の信用取引の利用の禁止又は信用取引口座を解除することができるものとします。この場合、お客様は、当然に期限の利益を失います。</p> <p>(2) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ信用取引口座の解除を申し出た場合、信用取引口座は解除されます。ただし、お客様の信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。</p> <p>(3) <u>お客様が全建玉を反対売買又は品受若しくは品渡をされてから新たな信用取引を行わない、若しくは信用取引口座を開設されてから信用取引を行わないまま6ヶ月を経過した場合、当社は信用取引口座を解除できるものとします。</u></p> <p>(4) <u>お客様の所在および連絡先等が不明となり、お客様への連絡を行うことができな</u></p>	<p style="text-align: center;">中略</p> <p>第22条（信用取引利用の禁止・口座解除）</p> <p>(1) お客様が、関係法令諸規則、当社各規定、本規定、「信用取引口座設定約諾書」又は「契約締結前交付書面」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の信用取引の利用の禁止又は信用取引口座を解除することができるものとします。この場合、お客様は、当然に期限の利益を失います。</p> <p>(2) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ信用取引口座の解除を申し出た場合、信用取引口座は解除されます。ただし、お客様の信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。</p> <p style="text-align: right;">新設</p> <p style="text-align: right;">新設</p>

なくなった場合、又は、電話番号の変更、電話回線の休止および回線種別の変更等によりお客様との電話連絡が不可能と当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の信用取引口座の利用を禁止または解除することができるものとします。

- (5) お客様が亡くなられた場合、または、今後当社での信用取引口座の利用が困難であると当社が判断した場合、信用取引口座は解除されます。ただし、お客様の信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。
- (6) 前各項に基づき、信用取引口座が解除された場合、第19条のMR F取引約款に基づく取引は再開されるものとします。ただし、信用取引口座と同時に証券総合口座も閉鎖する場合はこの限りではありません。
- (7) 前各項に基づく解除手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意で取消を行うこと、又、一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。

付則

この改正は、平成24年7月17日から 施行する。

新設

- (3) 前各項に基づき、信用取引口座が解除された場合、第19条のMR F取引約款に基づく取引は再開されるものとします。ただし、信用取引口座と同時に証券総合口座も閉鎖する場合はこの限りではありません。
- (4) 第1項及び第2項の解除手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意で取消を行うこと、又、一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。

美らネット24 『先物オプション取引規定』新旧対照表

下線部を変更します。

新	旧
<p>第13 条（決済にともなう不足金）</p> <p>(1) 先物・オプション取引の決済損金がお客様の証拠金を上回った場合は、お客様は翌営業日の正午までに当社の定める不足金額を入金するものとします。</p> <p>(2) 前項において、お客様の預り証拠金残高に不足が発生している場合は当該不足額、また美らネット24 に信用取引口座を設定済みのお客様で当該信用取引口座に不足が発生しているときは、信用取引委託保証金率を40%以上に回復する額の合計額を預託して不足を満たしていただいた後、先物・オプション取引に係る不足金額を預託するものとします。</p> <p>(3) 上記 (1) (2) の状況において、お客様のお預り残高から不足金相当額が振替可能であった場合で、お客様の振替指示が無く振替が行われない場合は、当社が任意で振替を行なった後で不足金の有無を判断するものとします。</p> <p>(4) 先物・オプション取引の決済損金の発生に伴う不足金が、当社所定の期日の正午までに入金されない場合、<u>第12 条</u>に従い、強制反対売買を行うものとします。</p>	<p>第13 条（決済にともなう不足金）</p> <p>(1) 先物・オプション取引の決済損金がお客様の証拠金を上回った場合は、お客様は翌営業日の正午までに当社の定める不足金額を入金するものとします。</p> <p>(2) 前項において、お客様の預り証拠金残高に不足が発生している場合は当該不足額、また美らネット24 に信用取引口座を設定済みのお客様で当該信用取引口座に不足が発生しているときは、信用取引委託保証金率を40%以上に回復する額の合計額を預託して不足を満たしていただいた後、先物・オプション取引に係る不足金額を預託するものとします。</p> <p>(3) 上記 (1) (2) の状況において、お客様のお預り残高から不足金相当額が振替可能であった場合で、お客様の振替指示が無く振替が行われない場合は、当社が任意で振替を行なった後で不足金の有無を判断するものとします。</p> <p>(4) 先物・オプション取引の決済損金の発生に伴う不足金が、当社所定の期日の正午までに入金されない場合、<u>第11 条</u>に従い、強制反対売買を行うものとします。</p>
<p>中略</p>	<p>中略</p>
<p>第21 条（先物・オプション取引利用の制限・禁止及び解除）</p> <p>(1) お客様が、本規定、「美らネット24 先物・オプション取引ルール」、「安藤証券約款規定集」に定められた各約款及び規定又は「先物・オプション取引口座設定約諾書」、その他法令諸規則に違反したとき、又は当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は直ちにお客様の先物・オプション取引を制限又は禁止若しくは先物・オプション取引口座の解除ができるものとします。</p> <p>(2) お客様が非居住者に該当すると当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の先</p>	<p>第21 条（先物・オプション取引利用の制限・禁止及び解除）</p> <p>(1) お客様が、本規定、「美らネット24 先物・オプション取引ルール」、「安藤証券約款規定集」に定められた各約款及び規定又は「先物・オプション取引口座設定約諾書」、その他法令諸規則に違反したとき、又は当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は直ちにお客様の先物・オプション取引を制限又は禁止若しくは先物・オプション取引口座の解除ができるものとします。</p> <p>(2) お客様が非居住者に該当すると当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の先</p>

先物・オプション取引を制限又は禁止できるものとします。

- (3) 前項 (1)、(2) に該当しない場合であっても、当社が必要であると判断した場合には、お客様の先物・オプション取引を制限することができるものとします
- (4) 当社がお客様の先物・オプション取引を禁止した場合は、お客様は直ちに期限の利益を喪失し、その時点の当社に対する一切の債務を弁済するものとします。
- (5) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ先物・オプション取引口座の解除を申し出た場合、先物・オプション取引口座は解除されます。
- (6) お客様の所在および連絡先等が不明となり、お客様への連絡を行うことができなくなった場合、又は、電話番号の変更、電話回線の休止および回線種別の変更等によりお客様との電話連絡が不可能と当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の先物オプション取引口座の利用を禁止又は解除することができるものとします。
- (7) お客様が亡くなられた場合、又は、今後当社での先物オプション取引口座の利用が困難であると当社が判断した場合、先物・オプション取引口座は解除されます。ただし、お客様の先物オプション取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。
- (8) 前各項に基づき、先物オプション取引口座が解除された場合、第18条のMR F取引約款に基づく取引は再開されるものとします。ただし、先物オプション取引口座と同時に証券総合口座も閉鎖する場合はこの限りではありません。

付則

この改正は、平成 24 年 7 月 17 日から 施行する。

物・オプション取引を制限又は禁止できるものとします。

- (3) 前項 (1)、(2) に該当しない場合であっても、当社が必要であると判断した場合には、お客様の先物・オプション取引を制限することができるものとします
- (4) 当社がお客様の先物・オプション取引を禁止した場合は、お客様は直ちに期限の利益を喪失し、その時点の当社に対する一切の債務を弁済するものとします。
- (5) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ先物・オプション取引口座の解除を申し出た場合、先物・オプション取引口座は解除されます。

(6) 新設

(7) 新設

(8) 新設